

Ⅲ．仙北市障がい者計画

Ⅲ.1 生活支援〔相談・健康づくり・生活支援〕

現状等

障がい者や家族、介護者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報を理解し、適切なサービスを利用することにより、地域で、生きがいのある自立した生活を送れることに努めています。

仙北市では、平成19年1月に仙北市障害者相談支援事業所を開設し、同年、4月から愛仙相談支援事業所に相談事業を委託したことで、相談の場がより広がったといえます。また、身体障害者相談員と知的障害者相談員、民生児童委員も地域からの相談に対応しています。

権利擁護については包括支援センターが窓口となって、相談に対応できる体制となっていますが、平成24年度から障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者の費用について、助成する支援事業が必須となりました。これらを活用しながら、権利擁護についての体制づくりを一層進めていくことが求められます。

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、行政運営は自主的、総合的に行うことができるようになり、平成18年12月には、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本とし、地方分権改革推進法が公布されました。これらの法律により、市民と協働のまちづくりがますます不可欠となりました。社会福祉法人である市社会福祉協議会が市委託事業や独自のサービスにおいて、この一翼を担っています。また、地域自立支援協議会では、社会福祉法人等のフォーマルな分野、ボランティアの育成等インフォーマルな分野の開拓と相談支援の充実を目指して協働の政策形成を進めています。

障がい者の在宅生活を支えるサービスは、本人の生活の質（QOL）を高めるとともに、家族等の介護負担の軽減を図るため、平成7年制定、国の障がい者プランに基づき、拡充されてきました。平成15年度には支援費制度が導入され、身体障がい者、知的障がい者、障がい児のホームヘルプサービス、ショートステイ等の利用が拡大しました。また、精神障がい者のホームヘルプサービス等についても、平成14年度から精神障害者居宅生活支援事業により、市町村事業としてスタートしています。平成18年度より、障害者自立支援法の施行により、身体障がい、知的障がい、精神障がいの各種福祉サービスが一元化され、地域において、サービスが受けられるようになりました。

障がい者施策としての地域保健には、年齢に応じて障がいの原因となる疾病を予防すること、障がいを早期に発見して早期治療やリハビリテーションにつなげること、障がい者自身の健康づくりを支援するなどの役割があります。いずれも、様々な障がいや疾病の特性、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが大切です。

■乳幼児健診の実施状況

乳児健診（3～4カ月）	対象者	受診者	受診率	うち健診結果所見有
平成20年度	194人	190人	97.9%	13人
平成21年度	196人	196人	100%	12人
平成22年度	164人	163人	99.4%	10人

(地域振興局)

老人保健事業における機能訓練は、平成18年度より介護保険制度の改正を受け、包括支援センターで特定高齢者向けの介護予防を目的とした事業に移行し実施しています

■通所型介護予防特定高齢者事業の実施状況

(運動器の機能向上)

	回数	参加人員	参加延人員
平成20年度	76回	26人	192人
平成21年度	62回	27人	137人
平成22年度	53回	23人	154人

(包括支援センター)



関係課・関係機関：社会福祉課・子育て推進課・包括支援センター・居宅介護支援事業所・総務課・保健課・各地域センター・各出張所・教育指導課・医療機関・市社会福祉協議会、

(1) 相談・情報提供の充実

①相談支援のネットワーク化

1) 相談支援体制の拡充

- 福祉保健部担当者5名が相談支援従事者研修を修了し、愛仙相談支援事業所の修了者9名と共に業務の範囲内で相談に応じる体制となっています。また、相談支援事業所を開設し、相談業務、サービス利用計画作成を行い、相談支援事業について継続して周知を図り、相談支援事業を委託している愛仙相談支援事業所とともに、益々多様化する相談にも対応できる相談支援体制の強化や質の充実を図ります。
- 困難ケースの対処として地域自立支援協議会の中に部会を設置しました。中核的な役割を果たす運営委員会と生活支援部会、社会参加部会、地域づくり部会の3つのサブ協議会で組織され、相互の情報交換、ケース検討等を行っています。この会の充実と市民に対する周知を推進します。
- 高齢者の相談窓口は、福祉事務所の長寿支援課や包括支援センターが窓口となっています。市社会福祉協議会との連携体制が確保されており、相談内容により包括支援センターを中心にした地域ケア会議が実施され、ケース検討等を行い問題解決にあたっています。65歳以上の障がい者についても該当します。これからも関係機関において連携のとれた対応に努めます。
- 障がい者に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の適切な対応、再発の防止などシステムの整備について努めます。
- 市社会福祉協議会では、心配ごと相談所を各支所で月1～2回開催しています。また、権利擁護事業所の紹介、コミュニティソーシャルワーカーの養成、各支所での電話相談に随時対応しており、ワンストップ型の総合相談所づくりを目指しています。障がい者からの相談についても権利擁護事業活用方法等の情報提供に努めます。
- 相談したくても、どこに相談にすればよいかわからないという状況がうかがえます。福祉事務所、その他市役所、教育機関の各窓口、病院等の相談窓口、市社会福祉協議会の窓口について情報提供に努めるとともに、地域自立支援協議会でネットワークづくりの手法を作成しております。
- 障がい者と接する機会の多い窓口業務や介護保険居宅支援事業所他関係者と共に障がいに関する研修会を随時開催して、研修を深め、相談の強化を図ります。

2) 苦情処理等

□苦情等の詳細を把握し、問題解決に取り組むための条件整備に取り組みます。そのためには、地域自立支援協議会の活用、相談窓口の紹介、関係機関とのネットワークの構築を目指します。

②広報・情報提供手段の拡充

□広報せんぼくの発行（月2回／1日、16日発行）、市ホームページ（総合情報センターが管理）で広報活動を行っています。今後も、広報せんぼくを発行し、市民への情報提供に努め、活用の拡充を促進します。あわせて、デザイン、用語等、誰もがわかりやすい表現に配慮して、広報活動を展開します。

□広報せんぼくの活用、事務所との連携による各種パンフレットの作成をはじめ、市の広報担当との連携による広報等、様々な広報媒体を活用した広報活動を継続して行います。

□社会福祉課と地域自立支援協議会では「障がい者・障がい児の福祉のしおり」を作成し、市のホームページにも掲載しています。視覚障がい者用読み取り用のしおりとともに随時更新して、情報を提供します。

□活字文書読上げ装置を田沢湖、角館、西木庁舎に設置しました。関係機関の、読み取り装置専用音声コード付文書を作成整備することを推進していきます。

□地区毎の民生児童委員協議会・各種団体等への説明会、各団体との連携、会議等の参加による説明会等、地域に出向いて広報する機会を拡充します。福祉のリーフレットについては、適宜更新して活用します。また、これまでの周知方法や情報提供状況の検証を行い、関係課が連携してよりよい広報となるように取り組みます。

□市社会福祉協議会では、社会福祉せんぼくを年3回発行して、事業を紹介しています。また、パンフレット等も発行しており、継続して広報活動に活用していきます。

③権利擁護の推進

□障がい者の権利を擁護する仕組みには、市社会福祉協議会が窓口となってサービスの利用や日常生活上の金銭管理等を援助する地域福祉権利擁護事業と、後見人が法律行為を代理する成年後見制度があります。平成24年度からは、成年後見制度利用者支援事業が必須事業化となり、知的障がい者及び、精神障がい者の権利擁護が強化されます。

□包括支援センターでは、高齢者の権利擁護に関する支援体制の確保を図っており、要綱やマニュアル等の作成と、個別相談としては包括支援センター窓口、電話、訪問により各種相談を実施しています。障がい者の権利擁護についても、包括支援センターと連携し、制度の周知を図るとともに、相談への適切な対応を目指し、専門機関との連携、地域との連携等体制づくりに取り組みます。

(2) 健康づくりの推進

①障がいの早期発見・予防

□障がいの早期発見と早期治療のため、乳幼児健康相談や健康診査を継続して実施します。そして、保健所や医療機関との連携を密にするとともに、社会福祉課と子育て推進課、保健課が連携し、障がい児家庭への訪問活動の充実を図ります。

②健康づくり

1) 心の健康づくり

□本市の自殺率は、その年によりばらつきがありますが、県、管内と比較すると高率です。

自殺予防に関する情報の提供と普及啓発活動を実施し、全ての世代における自殺者数の減少を目指します。

□心の健康づくりネットワークを運営し、心の健康に関する相談体制の充実を図ります。

□市社会福祉協議会では、市委託事業として家族介護者交流事業（各支所、年2回）を実施しており、今後も継続して実施し、参加を促進します。

□関係課と関係機関が協力して、地域に心の健康づくりの重要性を啓発し、見守り活動等につながるよう取り組みます。

□精神保健の分野では、社会福祉課、保健課、市立角館総合病院医療相談室と連絡を密にして、継続して勉強会や研修会等への参加を促進します。また、地域自立支援協議会や研修会を開催しながら、在宅障がい者の健康を側面から支援していけるような展開を検討します。

2) 難病患者等への支援

□関係機関と連携の上、要請に応じて訪問活動を行っており、今後も継続的に実施します。

□難病患者はほとんどが身体障害者手帳所持している状況ですが、手帳を所持していない難病患者の把握に努めるとともに、障害福祉サービスで不足な部分については、必要に応じ難病患者等居宅生活支援事業を実施し、難病対策の推進に努めます。

(3) 生活支援の推進

①障がい福祉サービスの推進〔障がい福祉計画部分を参照〕

1) 制度の周知と適正な運用

□制度の周知に努めるとともに、障害程度区分認定の事務等、適切な運用に努めます。

2) 生活の場の確保と地域生活への移行支援

□施設を退所または病院を退院しても、住宅の確保が不足していることが想定されます。あわせて、日中活動の場を広げるためにも障害福祉サービスの推進が大きな役割を担います。このため、障がい者対応可能なアパートやグループホーム、ケアホーム等居住の場についての多面的検討と、日中活動の場の提供等についての検討を、関係課や障害福祉サービス事業所及び地域自立支援協議会等と連携して更に取り組みます。

②その他の支援サービスの推進（在宅福祉サービス）

1) 在宅福祉サービスの推進

- 介護保険では、在宅における介護及び予防サービス提供事業所の把握と各事業所スタッフによるスタッフ会議を開催し、連携を図っています。
- 地域支援事業で高齢者生活管理指導員派遣事業を実施しており、包括支援センターと連携して推進します。
- 本人や家族からの相談や、学校または医療機関の紹介により、サービス利用につながる以外にも障がい者自身が自宅にこもりがちで、家族が全てを担って暮らす障がい者がいると考えられます。相談支援体制を強化することにより、広く制度を利用し、在宅生活を維持できるよう支援します。また、必要なサービスを利用しながら生活し、社会とのつながりを持つ機会の確保について検討します。

2) 各種制度の活用

- 生活福祉資金貸付事業（県社協事業）を市社会福祉協議会が事務局となって実施しています。障害福祉サービス、障害福祉サービス以外のサービス等、必要なサービスや制度を組み合わせ利用し、自立した生活を実現できるように、相談等適切な対応に努めます。

③地域のなかで暮らすための支援

1) その人にあった支援の推進

- 障がい者の制度について、広く紹介に努めていますが、介護保険等他の制度も考慮に入れて周知を図る必要があります。このことから障がい福祉制度から介護保険制度へ移行した方も見受けられます。一人ひとりの障がい者にあった制度を有効的に活用し、生き生きとした生活を営めるように、関係機関との連携を更に密にして対応します。
- 利用者の要望を聞き取り、サービスを提供するネットワークづくりについて、施設等事業者に働きかけるとともに、事業者とのネットワークづくりについて検討します。

2) 多様な日中活動の場の確保

□日中活動の場は、障害福祉サービスだけに限定されるものではありません。様々な場面で障がい者の活動を展開するためには、ボランティア団体等担い手の確保・育成を支援するとともに、共生できる環境づくりに取り組みます。そのためにも、地域の理解が重要であり、地域の行事等に積極的に参加したり、共に活動できる場の拡充を図ります。

3) 施設退所者・退院患者の対応

□障がい者理解の啓発により、偏見、誤解の払拭を図ります。地域行事へ参加できる道筋をつくります。家族に対する支援も含め、地域活動支援センターを早期に設置し、積極的な活用を促進します。住居のバリアフリー助成、相談・見守りネットワーク等も必要条件と考えられ、総合的な協議の場を地域自立支援協議会等で確保します。

□入院者や外来患者には、かかりつけ医への相談を勧めます。また、夜間・休日の救急医療体制の充実及び訪問医療体制の確立が取り組まれており、このような支援体制について、周知を図るなどの支援に努めます。

□民生児童委員、家庭相談員、ケースワーカー、地域支援コーディネーター等が協力して見守る体制の確保について検討します。

Ⅲ. 2 社会参加〔育成・就業・社会参加〕

現状等

その人のライフステージ（成長段階）と障がいの種類や状況をふまえて、様々な活動への参加を広げていけるように、その人の育ちと学びを支援していくことが重要です。

障がいや発達の遅れで支援が必要な子どもについては、乳幼児の健診事業と保育支援、児童相談から療育活動につながるように取り組んでいます。

■療育訓練事業の就学状況

	回数	参加人員	参加延人員	スタッフ延人員
平成21年度	25回	12人	112名	269人
平成22年度	24回	11人	95名	207人

(社会福祉課)

また、障がい児保育や子育て支援施策等、障がいのある子もない子もともに地域で育てる環境づくりに努めています。一方で、全国的に学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等、発達障がいのある子どもたちが増加傾向といわれています。こうしたなか、盲・聾・養護学校と小中学校の障がい児学級というこれまでの障がい児教育のあり方が根本的に見直され、教育や療育に特別のニーズのある子を含めた特別支援教育が、平成19年度から本格実施されました。市内の角館小学校では、県事業で通級指導教室を平成20年度より実施しており、指導対象児童は28人となっています。

障がい者の一般雇用については、働く意欲や能力がありながら就労に結びつかないことが多く、ハローワークや独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等を中心に、雇用拡大や職場適応への支援等が行われています。障害者法定雇用率制度では、常用労働者数56人以上の民間企業の法定雇用率が1.8%、自治体等は2.1%に設定されています。仙北市においては、平成23年6月1日現在、2.07%と法定雇用率に届かず、また管内の56人以上の従業員のいる事業所の障がい者雇用率は、1.80%と平成22年度に比べて、0.81ポイント上昇しましたが、雇用率未達成企業数は1社の減少に止まりました。障がい者雇用について市全体の課題としてとらえ継続して取り組む必要があります。

職場適応への支援については、雇用前の職場適応訓練（職親制度）や、試行雇用期間のトライアル雇用（奨励金の支給）、人的支援である職場適応援助者（ジョブコーチ）制度、正式雇用後の特定求職者雇用開発助成金の支給等があります。このような各種制度について周知を図るとともに、障がい者雇用についての理解を深められるように取り組むことが課題です。

■庁内雇用の状況（6月1日）

	対象職員数	障害者数	実雇用率対象
平成21年	606人	13人	2.15%
平成22年	553人	11人	1.99%
平成23年	581人	12人	2.07%

教育委員会部局を含む〔総務課〕

障がいのあるなしに関わらず、市民がそれぞれの関心や学びたいと思う気持ちから生涯学習活動やスポーツ活動に参加することは、その人の暮らしの豊かさを広げるだけでなく、そこに参加することで仲間ができたり、市民同士の交流の場にもなります。さらには、地域の力、まちづくりの力としての期待も大きくなっています。

しかし、障がい者が参加しようと思うと、施設に段差があったり、情報が入手しにくいなどの障壁が残っており、これらを少しずつなくして共に活動していくことが、ノーマライゼーションの普及にもつながると思われま



(1) 育成支援

①子育て支援・療育体制

1) 相談活動と庁内ネットワークづくりの推進

- 乳幼児健康相談や健診等の場での相談、必要に応じて訪問活動を実施しており、その子どもにあったフォローに努めます。
- 乳幼児健康相談や健診、保育の場等で支援が必要と判断された場合、児童相談所の巡回児童相談や医療相談等につなげるなど、外部の関係機関ともスムーズな連携に努めます。
- 各関係機関が必要な情報を共有しながら、その子どもにあった支援等を検討するとともに関係機関の連絡の円滑化を図る目的で、心身障害乳幼児療育ネットワークシステム事業を行っています。地域自立支援協議会とあわせてネットワーク内の意識と知識の向上を図り、機能的なネットワークとなるように取り組んでいきます。

2) 療育訓練の推進

- 療育訓練の専門機関が遠方にあるため、利用できない児がみられることから、市独自の訓練の場として社会福祉課では、子育て推進課、保健課、保育士等と連携して療育訓練事業「どれみの会」を開催しています。利用する保護者には好評で、親子で通級することにより、子どもたちの発達を促すとともに、保護者の育児不安に対する解消等子育て支援の意味もあり、さらに仲間づくりの場にもなっています。今後も専門の指導者の支援を受け、保育士等が随時助言を行い、療育及び発達支援に向けて「どれみの会」の充実を図ります。
- 特別支援教育関係者が「どれみの会」と連携するなど、子供たちの発達に関わってもらえるような取り組みを検討します。また、特別支援学校での取り組みとも連携・協力を図り、発達障がいや特別支援教育等について関係機関とのネットワークが図れるように努めます。
- 自閉症や学習障がいなどの発達障がいは、乳幼児期から幼児期に現れるケースが多いことから、母子保健事業、子育て支援事業、学校教育などの分野が連携し、早期の気づきと問われる支援の確保に努めます。また、発達障がいについての啓発、担当者が学習する機会など、保健所や関係機関と連携して取り組みます。

3) 障がい児家庭の子育て支援

- 保育園や幼稚園では特別支援体制が整えられており、障がいのある子どもの利用も多くなっています。就園前の子どもと親が集まる場として子育て支援センターの利用をPRすることで、徐々に利用者が増えております。気軽に地域で集まれる場として、また親同士の相談や仲間づくりの場として子育て支援センター事業を継続し、充実を図ります。

- 健康管理センターに遊具を整備し、障がい児を持つ親が子どもと一緒に交流できる場を準備したことで、違う年齢の子を持つ親同士での情報交換や気軽な保健師相談を推進します。
- 特別支援学校に通う児童や生徒のうち、家族全員が仕事や介護等で、日中療育できる人がいないときや、常時介護を行っている家族の一時的な休息のために日中一時支援事業を行っています。この事業の充実を図ります。
- 障がい児の家族は、時間の制約等様々な理由により積極的な地域行事への参加が難しい状況で、障がいがある子どももまた社会参加の機会が少なくなる傾向がみられます。障がいのある子どもがいきいきと育ち、地域の行事等にも参加しやすくするために、地域住民も正しい知識を身につける機会を確保します。また、障がい児の家族の負担等を軽減するためにも、短期入所等の福祉サービスや日中一時支援等の情報提供、相談等に努めます。

②学び・学校生活

1) 学ぶ環境の向上と学校生活での支援

- 障がいのある子どもの就学については、学校教育法に基づき10月1日に学齢簿を作成し、就学指導委員会で決定となります。就学までの期間が短いため、学校指導課を中心に、社会福祉課・子育て推進課、保健課、幼稚園・保育園等と連携を図り、就学指導委員会の前の相談や面談がきめ細かく対応できるように取り組みます。
- 各学校では、学級の適正な配置や指導方法の改善を進めており、校内委員会を設置し、ケース会議や個別の指導計画・教育支援計画を作成しています。
保護者の理解も深まり、特別支援学校・特別支援学級への就学者が増えつつあります。また、障がい等により特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のため、教育委員会では特別支援教育支援員派遣事業を実施し、学校生活をサポートしています。平成22年度には15人の支援員を派遣しています。今後も、こうしたサポート事業の充実を図っていきます。
- 角館小学校には県事業で、通級教室を設置しており、市内のみならず特別支援教育のセンター校の役割を担っています。市内にあることを重要なことととらえ、各小中学校や担当課・関連課、関係機関と連携して、特別支援教育の推進に活かしていきます。
- 障がいのある児童は様々な種別の障がいを抱えており、人的確保とあわせて、施設の改修や整備について、必要性・緊急性をふまえて進めていきます。
- 障がいのある子どもを持つ保護者同士が情報交換したり、相談しあえるように保護者の仲間づくりのため、健康管理センターホールを自由に利用できるよう開放しています。(月2回)
- 特別支援学校に通学している児童・生徒については、市がスクールバスのバス停まで送迎し、保護者の負担の軽減を図っていきます。
- 平成25年度からかくのだて児童館を活用し、大曲養護学校の分教室を開

設します。平成28年度からは角館南高校を改築し、分校に移行する予定です。

2) 卒業後の進路指導等

- 中学卒業後の進路については、保護者と相談の上、進学をアドバイスしており、継続して推進します。
- 特別支援学校高等部を卒業後、一般就労に結びつく割合は低い状況であり、特別支援学校では職場開拓や関係者のネットワーク支援による職場定着支援を続けています。職場定着に向けての支援、余暇活動の充実等の課題解決に向けて、特別支援学校と関係課・関係機関とのネットワークづくりを目指します。大曲養護学校を中心とし、地域自立支援協議会、個別支援会議により、情報の共有、研修、個別支援についての検討を継続して実施します。

(2) 就労の促進

① 就労の促進

- ハローワークと協力し、企業への啓発、障がい者雇用に関する制度周知の徹底と関係機関との連携強化の取り組みを継続します。
- 仙北市役所においては、職場配置について留意しています。今後もパートでの障がい者雇用の方向性、障がい者に限定した募集の方法、また、一部業務委託等の検討を行いながら、障がい者雇用の促進に努めます。
- 雇用に至らない障がい者に、希望する障害福祉サービス事業所等の情報を積極的に提供します。

② 就労を支援する取り組み

- 就労に関する相談者には、ハローワーク、相談支援事業所や施設での支援で対応しています。今後もハローワーク、秋田障害者職業センター、特別支援学校、施設関係者、市役所、企業等とのネットワークづくりに取り組むと共に企業との連携を深めながら、常に状況を把握し、継続して就労支援に努めます。
- 職業リハビリテーションについて、広く理解されていない状況といえます。情報収集、担当職員の知識を深め、できるだけ多くの人に職業リハビリテーションの機会が広がるように努めます。
- 市役所や公共施設、福祉施設、民間事業所、関係機関等が、就労の体験や訓練をする場として広く活用できるように取り組みます。
- 「障害者雇用維持・拡大プラン」に基づき、障がい者の雇用の維持・拡大と併せて、障害福祉サービス事業所の官公需の発注の増大を積極的に推進します。

(3) 社会参加活動への参加促進

①生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進

- 生涯学習に関連する例としては、田沢湖公民館で手話教室が開催されています。しかし、障がい者が参加できる生涯学習的な活動の場は限られている状況であり、障がい者への余暇活動を支援することが課題です。まず、既存の事業について情報提供と体験活動の場を確保し、生涯学習課と社会福祉課・各公民館で連携した対応に努めます。
- 障がいの有無に関わらず学習の機会が確保され、かつ趣味や文化・芸術活動に携わることができる環境を目指して、市行事への参加の働きかけを進めます。
- 社会的参加として、仙北市障がい者ふれあい芸能文化発表会を毎年開催しています。この活動を積極的に支援し、市民への啓発を行うと共に、障がい者の創作意欲を高め、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

②まちづくりへの参画

- 市社会福祉協議会では、角館・田沢湖・西木3地域のサポート委員会による、地域福祉活動計画に基づいた実践等、地域を巻き込んだ取り組みを様々な場面で推進します。
- 障がい者に対する市の各審議会委員、運営委員、各種役員の委嘱、団体立ち上げの支援や起業のための研修等について検討します。

③障がい者団体の活動支援

- 手をつなぐ育成会、身体障害者協会、視覚障害者協会、難聴・中途失聴者団体連合会等が組織されており、各種行事等が行われています。社会福祉課等からの説明や出前講座、情報提供を図りながら、各種団体の活動を支援します。

④参加しやすくするための取り組み

- 市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを立ち上げ、様々なボランティア推進事業を実施しており、今後も継続して取り組みを支援します。
- コミュニケーション支援事業の利用により、外出の機会が拡大され、安心して外出できるように支援します。

Ⅲ. 3 地域のバリアフリー化と安心づくり〔相互理解・生活環境〕

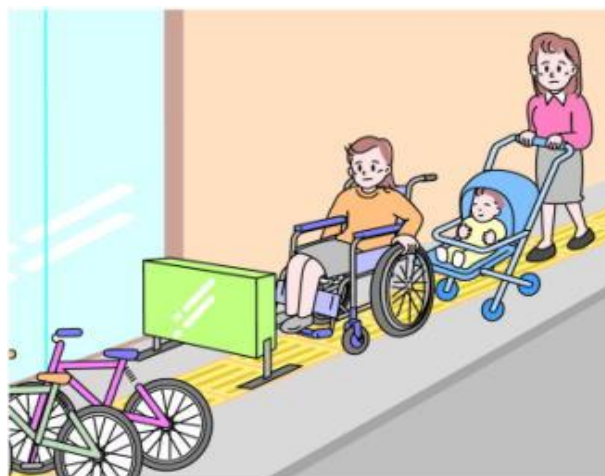
現状等

昭和56年の国際障害者年を契機に、障がい者や障がい者福祉についての関心や理解が高まり、ノーマライゼーションの理念が普及してきました。平成16年の障害者基本法の改正では、障害者週間が規定されました。

このようなことから、障がいや障がいのある人に対する理解は、少しずつ深まっているといえますが、障がいのある人の毎日の生活のなかには、障がいのない人が気づきにくい様々な障壁があると思われます。また、障がいのない人にとっては、障がいについての理解の不足で、自分からふれあおうと思っても実践しにくくしている場面も考えられます。なかでも、知的障がい者や精神障がいに関する理解をより深めていくために、あらゆる機会をとらえ、地域ぐるみで啓発や広報活動を行い、障がいと障がいのある人への理解を深めていくことが求められます。

ハード面は道路や公園、公共建築物の段差解消、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、エレベーター、手すりの設置等、バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備が進められるようになりました。障がい者が安心して暮らせる環境づくりには、道路や公共施設等市全体の視点と、その人の暮らしや障がいの種別等の視点からとらえていく必要があります。身近な問題として、住まいや交通手段、生活情報等についてもあわせて検討していくことが課題です。

高齢者世帯の増加や障がいの重度化、障がい者を介護する家族の高齢化が進むなか、災害時や緊急時の不安は増大しており、災害時に支援が必要な人への支援体制の確保が課題となっています。



(1) 心のバリアフリーの推進

①福祉教育の推進

□学校では人権に関する学習が取り入れられていますが、地域ではボランティア参加や障がい者に対する理解が乏しい面があると思われます。今後は、ボランティア団体の育成、重要性の認識と啓発、ちょっとしたボランティア（ちょいボラ）の勧め等、子どもから大人まで広く活動に参加するきっかけづくりに関係機関と協力して取り組み、地域で支えあう活動につなげていけるように努めます。

□市社会福祉協議会では、小学校、中学校、高等学校等へ助成金を支給するとともに、体験学習、福祉教育を協働で行っています。今後も継続して福祉教育を支援するとともに、連続性のある取り組みが各小中学校等で行われるように支援します。

②相互理解と交流の推進

□障がい者と地域が互いに理解するため、さらに気軽に交流できる場が必要です。今後は、地域の行事への参加促進、また、交流機会を拡充していきます。

□障がいのある人もない人も、社会の一員として地域の中で生活するためにお互いに理解し合うことが大切です。そのためには、福祉教育による理解啓発が不可欠であり、地域と障がい者を橋渡しする役割を担う機関や人の育成に努めます。

③地域が支える活動の推進

□仙北市地域福祉計画（平成20年度策定）に基づいて、障がい者と家族が希望した生活ができるよう地域の団体や住民の活動を積極的に推進します。

□聴覚障がい者に対する手話、要約筆記、筆談、視覚障がい者や下肢障がい者に対する誘導他、障がい者が普段から気軽に公共サービスを利用できるように、相談や啓発等に努めます。

□市社会福祉協議会では、市の委託事業として、寝たきり高齢者の通院のための外出支援事業を行っており、今後も事業を継続します。また、重度視覚障害者の方のための同行援護事業も提供していきます。

□市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、社会福祉ボランティア情報誌を定期的に発行しており、ボランティア活動の紹介と活動への参加を呼びかけます。

□市社会福祉協議会では、ボランティア講座での体験学習の推進や総合学習の時間でのコーディネート等により、体験の機会を確保しています。このような機会を活用して外出しにくさを実感してもらい、ボランティア活動

や助け合いにつながられるように支援します。

- 市社会福祉協議会では、認知症などのある高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な状態の方について、ご本人との契約により日常生活の範囲内で、福祉サービスの利用に関する助言や手続き、支払い等の援助を行います。

(2) 安心できる生活環境づくりの推進

① 快適な生活環境づくり

1) 外出しやすく人にやさしいまちづくりの促進

- 幅員の狭い歩道や道路内の障がい物が通行を阻害している部分について、解消に努めていますが、隣接する敷地の所有者等の協力が必要な場合も多くあります。今後も、安全で円滑な道路交通を維持することを基本に、解消に取り組みます。
- 歩行者の多い道路・場所には、段差解消や視覚障害者誘導用ブロックが必要です。このように、誰もが円滑に通行できるように、歩道の段差解消及び勾配の改善を促進します。
- 道路の段差解消や車いす対応トイレの整備、オストメイト対応のトイレ、歩きやすいよう溝の細やかなグレーチングの設置、ガイドヘルパーの設置を促進することが課題です。今後は、トイレ整備の必要度の高い場所等の検討をします。
- JR角館駅、田沢湖駅のホームにはエレベーターを設置して、車椅子利用者等の乗降客の利便性の向上を図っています。今後も交通バリアフリー法に基づき、必要な整備・改修を促進します。
- 冬期交通の安全確保のため市除雪計画に基づき除雪作業を実施していますが住宅の出入り口の除雪や雪下ろしまでは対応できない現状です。子育て推進課を中心に、除雪ボランティアや業者の紹介がスムーズに対応できるようシステムの充実に努めます。
- 道路整備、段差の解消、公園整備、トイレ整備について必要度の高い箇所等から取り組むとともに、さりげない親切、モラルの維持・向上等の意識づくりに努めます。

2) 公共施設のバリアフリー化の促進

- 市役所や病院等公共的施設等のバリアフリー化についての調査を毎年度実施し、状況を把握しており、この調査結果に基づき、不十分な施設のバリアフリー化に努めるため、必要性・緊急性をふまえた計画的な推進を図ります。
- 市で管理する公園内において、車いすでも容易に通ることができる遊歩道設置、見やすく理解しやすい案内表示や車いす利用者に対する専用駐車スペースの確保に努めます。
- 県のバリアフリー情報を活用して、バリアフリー施設・設備の情報に関する

る資料を集約し、案内や地図の作成を検討します。あわせて、要約筆記者・手話通訳者等の確保と、利用する側の意識の向上を図るための啓発に努めます。

- 市社会福祉協議会では、障がい者専用駐車スペース確保のための啓発活動を人が集まる病院やスーパーマーケット等で行っています。今後は活動範囲の拡大を図り、啓発活動が広がるように支援します。

3) 障がいのある観光客に対する対応

- 観光関連施設のバリアフリー化、トイレの確保等を図り、障がいのある人にやさしいまちづくりに努めます。また、観光客への緊急時の対応について関係機関と連携をとり、研修を行います。
- 介助ボランティア及びガイドヘルパーの確保に努め、車いすを押しながら観光ガイドをする車椅子観光ガイドボランティア等の育成を検討します。
- 観光のまちとして、だれもが訪れやすいまちづくりに向けては、気がつきにくい部分を把握して、解決していくことが必要です。観光客の意見を聴取する機会を増やししながら、検討・改善につなげていきます。また、観光客に対して、対応可能な施設等の情報提供に努めます。
- 角館中心部の観光施設や駐車場、庁舎では車いすの貸し出しを行っております。今後は、より円滑な貸借システムの確立と仙北市全域の観光地での車いす貸し出しを検討します。
- 市社会福祉協議会では、観光客に車いす等福祉用具の貸出し、観桜会、祭典時のボランティアによる介助を行っており、継続した実施を支援するとともに、このような取り組みや福祉情報の提供を支援します。

4) 生活情報のバリアフリー化の促進

- 市民の誰もが障がいに対する情報を入手できるようにしていくことが重要であり、広報紙への掲載、ホームページの充実、リーフレットの作成・更新等を行い、情報提供手段の拡充を図ります。また、障害者相談支援事業者等が各会議や団体活動に積極的に参加して、障害者自立支援法の紹介や出前講座の開催に取り組みます。また、声の広報発行、手話通訳等の利用を促進します。
- 仙北市内で活動している視覚障がい者団体、声の広報ボランティア団体と協力して、視覚に不自由のある方々への情報提供に取り組みます。
- 仙北市内で活動している難聴者・中途失聴者団体、聴覚障がい者団体、手話通訳・要約筆記ボランティア団体等と協力して、聴覚に不自由のある方々への情報提供に取り組みます。
- コミュニケーションがスムーズに行えるよう手話通訳者や要約筆記者の養成に積極的に取り組みます。
- 障がいのある人がパソコン等を活用して必要な情報収集や情報交換ができるように支援するとともに、ホームページの充実を図り、障がいのある

人が必要とする地域情報の提供に努めます。

②安全対策

1) 防災対策の推進

- 仙北市地域防災計画（平成23年度修正）に基づき、高齢者や障がい者等災害時に援護が必要な方の安全確保について推進します。現在、作成を進めている地域支え合い事業の要援護者マップにより、高齢者や障がい者の把握に努め、災害時の安全・迅速な避難誘導ができるよう避難支援プランを実行していきます。さらに福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるように、職員の配置に留意します。
- 地域の協力を得て、協力員、民生児童委員や地域の集落の会長等地域ぐるみの安否確認等できる体制づくりや、長寿支援課で実施している高齢者世帯の救急医療情報キット「Q救ちゃん」の活用拡大を図り、連携して要援護者の実態把握と安全対策に努めます。
- 地域自立支援協議会においては、関係機関等と連携を図って、要援護者の防災意識を高めるため、研修会への参加や外来講師等を招いた勉強会等を開催します。
- 民生児童委員や地域福祉権利擁護事業生活支援員と協力して、障がい者が犯罪に会わないよう防犯に努めます。
- 災害・緊急時の対応、連絡網等を担当・関係機関に周知・徹底します。

2) 緊急時の対応

- 緊急通報システムが整備されていますが、必要な人が適切に利用できるように、情報提供に努めます。
- 災害対策と同様に、緊急時の対応についても地域ぐるみで安否確認ができる体制づくりと、必要な情報や必要な支援・援助についての把握方法について検討します。

③住まいの改善・整備

- 障がい者が在宅で過ごせるよう、障がい者住宅整備資金貸付金制度、身体障がい者バリアフリー化支援事業を実施しています。必要な人が利用できるように、助成制度について周知を図るとともに、日常生活用具の利用を促進します。あわせて、住宅のバリアフリーや福祉用具に関する相談等に対応し、在宅での生活の支援につながるように努めます。
- 一般住宅の新築やリフォームの建築物については、バリアフリー化率が上昇していますが、既存住宅について把握できていない状況にあります。また、市営住宅の中には数戸バリアフリー対応の住宅がありますが、今後は安全で住みやすく暮らしやすい居住環境となるように、必要性・緊急性をふまえてバリアフリー化の整備を促進します。

「仙北市障がい者計画」で直接関係する課等の一覧表

1. 生活支援（相談・健康づくり・生活支援）

	掲載頁	現状等	(1)相談・情報提供の充実				(2)健康づくりの推進		
			①相談支援のネットワーク化		②広報・情報提供手段の拡充	③権利擁護の推進	①障がいの早期発見・予防	②健康づくり	
			1)相談支援体制の拡充	2)苦情処理等			1)心の健康づくり	2)難病患者への支援	
	23～24		25	26	26	26	27	27	27
1	総務課				○				
2	社会福祉課	○	○	○	○	○	○	○	○
3	子育て推進課		○						
4	包括支援センター	○	○			○			
5	保健課						○	○	
6	教育指導課								
7	田沢湖地域センター								
8	西木総地域センター								
9	角館地域センター								
10	田沢出張所								
11	神代出張所								
12	桧木内出張所								
13	上桧木内出張所								
14	ハローワーク								
15	特別支援学校								
16	市社会福祉協議会	○	○		○	○		○	
17	医療機関		○					○	

	掲載頁	(3)生活支援の推進						
		①障害福祉サービスの推進		②その他の支援サービスの推進		③地域のなかで暮らすための支援		
		1)制度の周知と適正な運用	2)生活の場の確保と地域生活への移行支援	1)在宅福祉サービスの推進	2)各種制度の活用	1)その人にあった支援の推進	2)多様な日中活動の場の確保	3)施設退所者・退院患者への対応
	27	28	28	28	28	28～29	29	29
1	総務課							
2	社会福祉課	○	○	○	○	○	○	○
3	子育て推進課			○		○		○
4	包括支援センター			○		○		
5	保健課							
6	教育指導課							
7	田沢湖地域センター							
8	西木地域センター							
9	角館地域センター							
10	田沢出張所							
11	神代出張所							
12	桧木内出張所							
13	上桧木内出張所							
14	ハローワーク							
15	特別支援学校							
16	市社会福祉協議会				○			
17	医療機関							○

2. 社会参加（育成・就労・社会参加）

		現状等	(1) 育成支援				(2) 就労の促進		
			① 子育て支援・療育体制			② 学び・学校生活		① 就労の促進	② 就労を支援する取り組み
			1) 相談活動と庁内ネットワークづくりの推進	2) 療育訓練の推進	3) 障がい児家庭の子育て支援	1) 学ぶ環境の向上と学校生活での支援	2) 卒業後の進路指導等		
頁	30 ~ 31	32	32	32 ~ 33	33	34	34	34	
1	総務課	○					○		
2	政策推進課								
3	社会福祉課	○	○	○	○	○	○	○	
4	子育て推進課		○	○	○				
5	保健課	○	○						
6	商工課	○					○	○	
8	教育指導課	○				○	○		
9	生涯学習課	○							
10	ハローワーク	○					○	○	
11	特別支援学校	○					○	○	
12	市社会福祉協議会								

		(3) 社会参加活動への参加促進			
		① 生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進	② まちづくりへの参画	③ 障がい者団体の支援活動	④ 参加しやすくするための取り組み
頁		35	35	35	35
1	総務課		○		
2	政策推進課		○		
3	社会福祉課	○	○	○	○
4	子育て推進課				
5	保健課				
6	商工課				
8	教育指導課				
9	生涯学習課	○			
10	ハローワーク				
11	特別支援学校				
12	市社会福祉協議会		○	○	○

3. 地域のバリアフリー化と安心づくり（相互理解・生活環境）

		現状等	(1)心のバリアフリーの推進		
			①福祉教育の推進	①相互理解と交流の推進	③地域が支える活動の推進
	頁	36	37	37	37～38
1	総務課				
2	企画振興課				
3	管財課				
4	社会福祉課	○	○	○	○
5	子育て推進課				○
6	環境防災課	○			
7	観光課				
8	建設課				
9	都市整備課	○			
10	教育指導課		○		
11	生涯学習課		○		
12	市社会福祉協議会		○	○	○

		(2)安心できる生活環境づくりの促進						
		①快適な生活環境づくり				②安全対策		③住まいの改善・整備
		1)外出しやすく人にやさしいまちづくりの推進	2)公共施設のバリアフリー化の推進	3)障害のある観光客に対する対応	4)生活情報のあるバリアフリー化の促進	1)防犯対策の推進	2)緊急時の対応	
	頁	38	38～39	39	39～40	40	40	40
1	総務課				○			
2	企画振興課				○			
3	管財課		○					
4	社会福祉課	○	○	○	○	○	○	○
5	子育て推進課	○				○	○	
6	環境防災課				○			
7	観光課			○				
8	建設課	○						
9	都市整備課	○	○			○		
10	教育指導課							
11	生涯学習課							
12	市社会福祉協議会		○	○				

※間接的に障がい福祉政策に関わる課等は、表記していない。